

令和4年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年6月17日（金）9：00～10：25

2. 場 所 本山町役場 第1会議室

3. 出席委員（13名）

- 1番 川村 隆重（職務代理者）
- 2番 上田 亜矢子
- 3番 澤田 紀夫
- 4番 右城 雄一
- 5番 前田 博
- 7番 松繁 康雄
- 8番 津田 洋介
- 9番 松葉 晶夫
- 10番 藤原 厚志
- 11番 澤田 博
- 12番 伊藤 彰信
- 13番 福島 敏仁
- 14番 山下 文一（会長）

4. 欠席委員（1名）

- 6番 畠山 日出男

5. 出席推進委員（1名） 筒井 祐

6. 農業委員会事務局

局 長 田岡 明

書 記 樋口 和代

7. 議事日程

議事録署名委員の指名 10番 藤原 厚志 11番 澤田 博

会議書記の指名 事務局書記 樋口 和代

第1 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について

第2 非農地証明願いについて

第3 本山町農業委員会委員の辞任の同意を求めることについて

第4 その他の件

- ・連絡事項等

- ・その他

事務局： ただいまより、令和4年度6月定例会を開会いたします。
それでは、会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしく申し上げます。

会 長： それでは、議事録署名委員は、10 番 藤原 厚志 委員と 11 番 澤田 博 委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の樋口となります。
それでは、議事に入ります。議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 1 番について提案いたします。本案件は、利用権設定で新規の案件です。
P1（資料に基づき説明。） P4（参考資料）

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、採決に移ります。
議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 1 番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題 1 番、審議番号 1 番については承認されました。
続きまして、議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 2 番について提案いたします。
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。
P1（資料に基づき説明。） P5（参考資料）

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、採決に移ります。
議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 2 番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題 1 番、審議番号 2 番については承認されました。
続きまして、議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 3 番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 3 番について提案いたします。本案件は、利用権設定で新規の案件です。
P2, 3（資料に基づき説明。） P6（参考資料）

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員： この農地に行くまでの（道の）整備や草刈りについて、今後管理ができるのかが心配される。ほかにも、借りているところがあるので

会 長： 農地だけでなく、地域の作業等にも参加して、協力して草刈り等整備をしてもらうように賃貸する時点で徹底してほしい。

事務局長： 交付金関係もあるので、集落と共にやってもらうように行政としても農業公社と連携して注意をしていきます。

推進委員； 農業公社としても、受付の際には声掛けをしていきます。

会 長： 地域が守れなくなるので、地域と協力してやっていただきたい。ほかにありませんか。無ければ、採決に移ります。
議題 1 番「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号 3 番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題 1 番、審議番号 3 番については承認されました。
続きまして、議題 2 番「非農地証明願いの件について」審議番号 1 番について事務局より提案理由の説明、説明後確認された地元委員の補足説明があればお願いします。

事務局： それでは、議題 2 番「非農地証明願いの件について」審議番号 1 番について提案いたします。

P7 をご覧ください。（資料に基づき説明）（P8～P10 参考資料）

申請地は、昭和 34 年に本山町立本山幼稚園の敷地として本山町と賃貸借契約が行われており、令和 4 年 8 月末を期日として土地の賃貸借契約は現在継続中です。契約終了後も農地として利用することがないため、雑種地として地目変更を行う予定です。また、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外されています。

現地確認は、令和 4 年 6 月 7 日に澤田 紀夫 委員と川村 隆重 委員に実施してもらっています。なお、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明。

会 長： ただいま説明のありました議題 2 番、審議番号 1 番件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、議題 2 番、審議番号 1 番について異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題 2 番、審議番号 1 番については承認されました。
続きまして、議題 2 番「非農地証明願いの件について」審議番号 2 番について事務局より提案理由の説明、説明後確認された地元委員の補足説明があればお願いします。

事務局： それでは、議題 2 番「非農地証明願いの件について」審議番号 2 番について提案いたし

ます。P7をご覧ください。(資料に基づき説明。) P11～P14 (参考資料)
申請地は、昭和48年に前所有者が相続により取得されていますが、その当時から車庫が建っており、長期にわたり耕作がされていません。また、居住地とも離れており、今後農地として利用することも困難であるため、現況にそった地目変更を行う予定です。また、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外されています。

現地確認は、令和4年6月7日に澤田 紀夫 委員と川村 隆重 委員に実施してもらっています。なお、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明。

会長： ただいま説明のありました議題2番、審議番号2番について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、議題2番、審議番号2番について異議はございませんか。

委員： 異議なし。

会長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手。

会長： 全員賛成ですので議題2番、審議番号2番については承認されました。
議題3番にうつる前に、最適化委員がいられていますので「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」修正の説明をお願いします。

事務局： それでは、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」修正点を説明します。(別紙様式1の修正点4箇所について、資料に基づいて説明)

前回、承認いただいてから高知県農業会議に提出し、修正依頼のあった箇所について会長及び代理者に連絡して修正しました。その後、県からの承認を受けてホームページに掲載しています。

会長： 説明のありましたことについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員： 今年度の新規集積面積の目標58haとあるが、担い手に限度がきてるので実際のところなかなかむつかしいのではないかと。

委員： 市内から、あたらしくきた担い手がどこまでできるのかわからない。

委員： 新しい人材が育ちつつあるところもある。

事務局： 昨年作成した「本山町農地利用の最適化の推進に係る指針について」の数字を基に設定しています。

会長： 今後、計画の見直しも含めて検討していきましょう。

事務局： 今まで農業委員会の開催案内を農地利用最適化推進委員にはしてなかったようですが、他の農業委員会では案内をしているようなので、今回から案内をしています。

推進委員：挨拶。

(推進委員退出)

会 長： つづきまして、議題3番「本山町農業委員会委員の辞任をもとめることについて」にうつります。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番「本山町農業委員会委員の同意を求めることについて」について提案いたします。

P15をご覧ください。資料についてはP16になります。

5月の農業委員会で、畠山 日出男 委員から辞任について発言がありましたが、6月10日付けで辞任届が提出されました。

農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により「委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されていることから、今回農業委員会に議案として上程し、同意を得るものです。事務局長より、補足説明をお願いします。

事務局長： 補足説明。

会 長： ただいま提案説明のありました、議題3番について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員： 農業委員会での相談もなしに、いきなり同意をもとめるのはおかしいではありませんか。

会 長： このような法律があることは知らなかった。個人的には、本人への働きかけもしたし、町長へも制度についてお願いをしていた。

委 員： 町長が本人のところへ出向いて、解決したと聞いていた。

委 員： 畠山委員の意志は固いので、誰が説得してもむづかしいのではないかと。

委 員： どんな形でも、できる方向でやっていかないといけないと思う。ミスは誰でもあるが、あとの処理の仕方がわるいのではないかと。

委 員： 期間を決めて慰留をしたらどうでしょうか。たとえば年末までとか。

委 員： なぜこうなったのかわからない。農業委員会としては認められない、一つ一つ解決して結論をださなくてはいけない。個人の事情としては、辞任届を見てもわかるが、そのことと農業委員会を辞任することはちがうのではないかと。町長が同意をしても農業委員会として同意は順番がちがうのではないかと。

委 員： ただ先延ばしをしてもいけないと思うので、期限を決めて解決策を見出さないといけない。

委 員： 農業委員会として、説得をしていない。会長と職務代理者で畠山委員と話し合いをもとたい。

会 長： 会長と職務代理者で話し合いをもった結果で、次回7月の定例会で検討をしたいので、今回は慰留とすることにします。

続きまして、議題4番「その他の件」に移ります。
各委員より報告があればお願いします。

(報告事項の確認)

会 長： 事務局より何かございませんか。

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、7月12日（水）午前9時から役場 2階 第1会議室で、提案します。

会 長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは次回日程は、事務局提案どおりをお願いします。
他に何かございませんか。

委 員： ございません。

会 長： 無いようですので、6月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。